

人事行政の運営等の状況

市では、地方公務員法に基づき人事行政の公平性・透明性の確保を目的として、市職員の給与などの状況や職員の勤務条件、研修の状況などを年1回公表していますので、その概要をお知らせします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



問合せ先

職員課 (☎33-3131 内線 2224)

任免

令和7年4月1日の採用者数は26人。その内訳は表1のとおりです。募集する職種や採用者数は、退職者の状況により毎年異なります。また、令和6年度中に退職した職員数は21人で、その内訳は表2のとおりです。

表-1 採用の状況 (令和7年4月1日現在)

区分		競争試験 (学歴別)				選考採用	小計
		大学	短大	高校	その他		
一般行政職	事務職	7人	1人	3人			11人
	技術職	3人		4人			7人
	保育士	1人					1人
	保健師	2人					2人
消防職		1人	4人				5人
合計		14人	5人	7人	0人	0人	26人

※消防職2人は、令和6年10月1日および11月1日採用

表-2 退職等の状況 (令和6年度)

区分		退職				免職		失職	小計
		定年	早期	勸奨	普通	分限	懲戒		
一般行政職	事務職	3人	1人		6人				10人
	技術職	1人			3人				4人
	労務職	1人							1人
消防職		1人		1人	4人				6人
合計		6人	1人	1人	13人	0人	0人	0人	21人

- ・定年退職～地方公務員法第28条の2第1項および同法第28条の3第1項の規定による退職
- ・早期退職～職員の年齢別構成の適正化を目的とした勤続20年以上かつ45歳以上で定年前の応募による退職
- ・勸奨退職～任命権者が勸奨により行う退職
- ・普通退職～自己都合による退職
- ・分限免職～地方公務員法第28条第3項の規定による免職
- ・懲戒免職～地方公務員法第29条の規定による免職
- ・失職～地方公務員法第28条第4項の規定による失職

職員研修

市では、年度当初に研修計画を立て、各種研修を実施しています。令和3年度には「人事制度基本方針」を改定し、個々の職員に応じた能力開発・意識改革を図り、職員の育成に努めています。

令和6年度の個人研修修了者は、455人です。主な研修は、新規採用職員研修、採用3年目研修などの採用年数に応じた研修、プレゼンテーション研修、先進地派遣研修などの特別研修、北海道市町村職員研修センターなど研修機関への研修派遣などがあります。



職員数

職員定数は、常勤職員を任用できる限度として、市議会の議決を経て条例で定められています。職員数の状況は表3のとおりです。

表-3 職員数の状況

(各年度4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		令和6年度	令和7年度	
一般行政部門	議 務 企 画	4人	4人	0人
	総 務 税 務	122人	126人	4人
	民 生 衛 生	25人	25人	0人
	農 林 水 産	79人	80人	1人
	商 工 土 木	30人	31人	1人
	労働	2人	2人	0人
	水産	15人	15人	0人
	土木	13人	13人	0人
	その他	39人	43人	4人
	小 計	329人	339人	10人
特別行政部門	教 育	39人	37人	▲2人
	消 防	105人	104人	▲1人
	小 計	144人	141人	▲3人
公営企業等	水 道	14人	15人	1人
	下 水	11人	11人	0人
	その他	25人	23人	▲2人
	小 計	50人	49人	▲1人
総 合 計		523人	529人	6人

※会計年度任用職員は含まれていません

定員管理の取り組み

市は、組織の簡素化や事務事業の効率化を図りながら、質の高い行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保するため、今後の定員管理の基本的な指針を定め、計画的に取り組みを進めています。

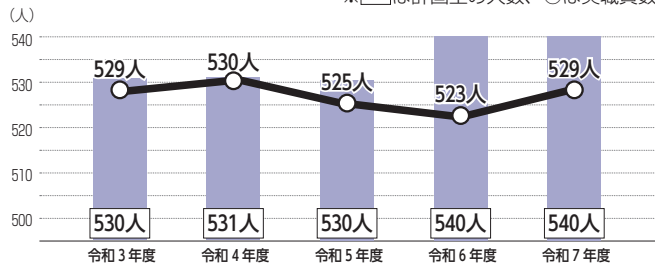
表-4 職員数の推移

(各年度4月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総 職 員 数	529人	530人	525人	523人	529人
対前年増減	▲1人	1人	▲5人	▲2人	6人

■定員管理の年次別目標

※□は計画上の人数、○は実職員数



※令和3～5年度は第3次定員管理計画、令和6・7年度は第4次定員管理計画の数値による

職員福利厚生

市では、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の健康保持増進を図ることを目的に健診事業（総合健診、脳ドック、健康診断）と産業医や保健師による相談、セミナーなどの各種事業を行っています。

また、職員安全衛生委員会を設置し、職場における健康安全の指導・改善・啓発を行っています。さらには、職員福利厚生会に対し、より充実した職員の健康管理を図るために健診事業の実施を委任し、その費用の一部を交付しています。

職員の給与の状況

職員の給与は、基本給（給料）と扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当から成り立っており、市議会の議決を経て定められています。初任給の状況および一般行政職員の経験年数・学歴別平均給料月額の場合は表5、諸手当の内容は表6となっています。市議会議員の報酬や市長などの特別職の給料は、市内各団体などの代表者からなる特別職報酬等審議会の答申を受け、市議会の議決を経て条項で定められており、現在の状況は表7となっています。

表-5 一般行政職員の初任給および経験年数・学歴別平均給料						
区分 (恵庭市)	初任給	経験年数			平均給料 月額	平均 年齢
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満		
大学卒	220,000円	294,900円	333,000円	365,700円	325,300円	40.8歳
高校卒	188,000円	260,300円	318,600円	340,900円	302,400円	37.8歳

表-6 諸手当の内容 (令和6年4月1日現在)		
区分	内 容	国の制度との比較
扶養手当 (月額)	・配偶者▶ 6,500 円 ・扶養親族（配偶者を除く） 子▶ 1 人 10,000 円 その他▶ 1 人 6,500 円 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末 までの子 1 人につき 5,000 円を加算	同じ
住居手当 (月額)	・借家などの場合（家賃 16,000 円を超 える職員に限る）▶家賃の額に応じて 28,000 円を限度に支給	同じ
通勤手当 (月額)	【通勤距離 2 キロ以上に限る】 ・交通機関などを利用する場合 6 カ月定期券などの価格による一括支給を 基本とし、月当たり 55,000 円まで全額 支給 ・上記以外の場合 通勤距離に応じて、31,600 円を限度に支 給	同じ
期末・勤勉 手当	【6 月期】 ・期末手当▶ 1.25 月分 ・勤勉手当▶ 1.05 月分 【12 月期】 ・期末手当▶ 1.25 月分 ・勤勉手当▶ 1.05 月分	同じ
退職手当	【自己都合退職】 ・勤続 20 年▶ 19.6695 月分 ・勤続 25 年▶ 28.0395 月分 ・勤続 35 年▶ 39.7575 月分 ※最高限度額▶ 47.709 月分 【早期・定年退職】 ・勤続 20 年▶ 24.586875 月分 ・勤続 25 年▶ 33.27075 月分 ・勤続 35 年▶ 47.709 月分 ※最高限度額▶ 47.709 月分	同じ
管理職手当	・部長職▶ 77,400 円 ・次長職▶ 62,300 円 (35,000 円) ・課長職▶ 49,600 円 (28,000 円) ※（ ）は再任用職員	
時間外 勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支 給	
特殊勤務 手当	特殊な勤務に従事する職員に支給	坑内作業手当、航 空手当、有害物取 扱手当など 27 種 類
寒冷地手当 (月額)	11 ～ 3 月（5 カ月間支給） ・扶養親族のある職員▶ 26,000 円 ・その他の世帯主である職員▶ 14,500 円 ・その他の職員▶ 9,800 円	同じ

表-7 特別職の報酬の状況 (令和7年4月1日)					
区分	特 別 職		議 員		
	市長	副市長	議長	副議長	議員
給 料 ・ 報 酬 月 額	845,000円	707,000円	440,000円	385,000円	355,000円
期末手当	年間 4.6 月分	年間 4.6 月分			

勤務時間その他の勤務条件

職員の勤務時間や休暇などに関しては、市の条例・規則で定められています。職員の勤務時間や年次有給休暇の取得状況は表8、表9のとおりです。

表-8 勤務時間の状況 (令和7年4月1日現在)				
勤務時間 (1週間)	勤務時間などの割振り			
	始業	終業	休憩時間	勤務を要する日
38時間45分	8時45分	17時15分	45分	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)

※表中の時間数は、代表的な勤務時間です。

表-9 年次有給休暇の状況 (令和6年)			
総付与日数	総取得日数	全期間 在職職員数	1人当たり 平均取得日数
18,821 日	7,299 日	489 人	14.93 日

※各日数は、1月1日から12月31日までの全期間に在職した職員の合計です

分限処分および懲戒処分

分限処分は、心身の故障などのために職員が職務を十分に果たすことのできない場合に、公務の効率的な運営を確保することを目的として行う処分（降任・免職・休職・降給）をいいます。また、懲戒処分は、公務員の秩序を維持する為の職員の義務違反に対する制裁措置（戒告・減給・停職・免職）をいいます。分限処分および懲戒処分の状況は表10、表11のとおりです。

表-10 分限処分の状況 (令和6年度)						
処分事由	恵庭市職員の分限に関する 条例および職員の分限及び 懲戒に関する事務取扱要綱	降任	免職	休職	小計	
勤務成績不良	条例第2条第1項				0 人	
心身の故障	条例第2条第2項			10 人	10 人	
適格性を欠く	条例第2条第3項				0 人	
定数の改廃等	要綱第2の9				0 人	
刑事事件での起訴	要綱第2の10				0 人	
失職	(地方公務員法) 第28条第4項				0 人	
失職の例外	条例第6条第1項				0 人	
合計		0 人	0 人	10 人	10 人	

※延人数で記載しています

表-11 懲戒処分の状況 (令和6年度)						
処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	小計
法令違反	第29条第1項第1号					0 人
職務上の義務違反 職務の怠り	第29条第1項第2号		1 人			1 人
全体の奉仕者たるにふ さわしくない非行	第29条第1項第3号					0 人
合計		0 人	1 人	0 人	0 人	1 人